

香川高等専門学校共同研究取扱規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 3 月 2 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共同研究

本校において、共同研究実施者から研究者及び研究経費等を受け入れて、本校の教員が共同研究実施者の研究者と共通の課題について共同して行う研究並びに本校及び共同研究実施者において共通の課題について分担して行う研究で、本校において共同研究実施者から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。

二 民間等共同研究員

共同研究実施者において現に研究業務に従事しており、共同研究のため在籍のまま本校に派遣される者をいう。

(受入れの基準)

第 3 条 共同研究は、教育研究上有意義であり、本校の教育研究に支障がないと認められる場合に受け入れることができるものとし、研究期間は原則として5年以内とする。

(研究指導料の納入)

第 4 条 民間等共同研究員の研究指導料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構が別に定める金額とし、月割計算はしないものとする。ただし、同一年度内において研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて納入させないものとする。

- 2 研究指導料は、共同研究の契約を締結後、直ちに納入させなければならない。
- 3 納入された研究指導料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第5条 本校における共同研究の場合、本校は、その施設・設備を共同研究の用に共するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 共同研究実施者は、共同研究遂行のために、前項の規定により本校が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

3 前項の場合において、共同研究の内容が変更されたときは、共同研究費用を増加又は減少することができる。

4 本校は、必要に応じ前項に規定する直接経費の一部を負担することができる。

5 本校及び共同研究実施者における共同研究の場合、前3項に加え、共同研究実施者は、共同研究実施者における共同研究遂行のために要する経費等を負担するものとする。

6 間接経費の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（機構規則第132号）によるものとする。

(共同研究における設備費)

第6条 本校における共同研究により、研究の必要上、本校において新たに取得した設備等は本校に帰属する。

2 本校及び共同研究実施者における共同研究により、研究の必要上、共同研究実施者において新たに取得した設備等は、共同研究実施者に帰属する。

3 本校における共同研究並びに本校及び共同研究実施者における共同研究で、本校で行う共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

4 前項の規定による設備の搬入搬出に係る経費は、共同研究実施者の負担とする。

(本校外での研究)

第7条 本校の教員は、共同研究を遂行していく上で必要な場合には、共同研究実施者の施設において研究を行うことができる。

2 前項の場合において、教員が共同研究実施者の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の申込み)

第8条 共同研究の申込みをしようとする共同研究実施者は、共同研究申請書（別紙様式第1号）を校長に提出するものとする。

(共同研究の受入れ等の決定)

第9条 校長は、前条に基づく申請があつたときは、地域人材開発本部会議の議を経て共同研究の受入れを決定し、企画運営会議において報告するものとする。

2 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究実施者及び契約担当役に対し、共同研究受入れ決定通知書（別紙様式第2号又は第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 契約担当役は、前条第2項による通知に基づき、速やかに共同研究実施者と別に定める共同研究契約書により契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項の規定により契約を締結したときは、共同研究契約締結等報告書（別紙様式第4号）により、その旨を校長に報告するものとする。

(共同研究の変更)

第11条 研究代表者は、共同研究契約を締結して、共同研究を開始した後に、研究の進展状況に応じ研究計画を変更する必要が生じ、直接経費等に変更が生じたときには、共同研究実施者と協議の上、速やかに共同研究延長等・費用増額申請書（別紙様式第5号）を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項による申請があつたときは、企画運営会議を経て、当該共同研究の研究計画又は直接経費等の変更を決定し、共同研究延長等・費用増額決定通知書（別紙様式第6号）により研究代表者及び共同研究実施者並びに契約担当役にそれぞれ通知するものとする。

3 契約担当役は、前項に基づく通知を受けたときは、速やかに共同研究実施者とその変更内容に応じた変更契約の締結を行い、共同研究契約締結等報告書（別紙様式第4号）により校長に報告するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長等の取扱い)

第12条 研究代表者は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、共同研究実施者と協議の上、速やかに共同研究延長等・費用増額申請書（別紙様式第5号）を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項による申請が天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由がある

と認めたときは、企画運営会議の議を経て、当該共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定し、共同研究延長等・費用増額決定通知書（別紙様式第6号）により研究代表者及び共同研究実施者並びに契約担当役にそれぞれ通知するものとする。

3 契約担当役は、前項に基づく通知を受けたときは、速やかに共同研究実施者と契約解除又は変更契約の締結を行い、共同研究契約締結等報告書（別紙様式第4号）により校長に報告するものとする。

4 本校は、第2項の規定により、共同研究を中止したときは、不用となつた額の範囲内において、その全部又は一部を共同研究実施者に返還することができる。

5 本校は、共同研究の完了、中止又はその他の事由により、共同研究実施者から受け入れた設備を返還する必要があるときは、それぞれその時点の状態で、当該共同研究実施者に返還するものとする。

（共同研究の完了）

第13条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（別紙様式第7号）により、校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに共同研究完了通知書（別紙様式第8号）により契約担当役及び共同研究実施者に通知するものとする。

（研究成果等の公表）

第14条 研究成果は公表を原則とし、必要な場合には、校長は、その時期、方法について、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、共同研究実施者と協議の上、契約書等において適切に定めるものとする。

2 研究の実施状況等の公表についても、必要とするときは前項の規定に準じて適切に行うものとする。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いについては、必要に応じ校長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、施行日前から継続している研究課題については、従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別紙様式第1号

共同研究申請書

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

香川高等専門学校共同研究取扱規程第8条の規定に基づき下記のとおり申し込みます

記

研究題目					
研究の目的及び内容					
研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
研究の実施場所					
貴校の研究担当者	氏 名	所属部局・職名	本研究における役割		
研究担当者	氏 名	所属部局・職名	本研究における役割		
研究に要する経費の 負担額	直接経費			円	
	積 算 内 訳	区 分	内 訳	数 量	金 額
		謝 金			円
		旅 費			円

	研究支援者等の人件費			円
	設備費			円
	消耗品費			円
	光熱水料			円
	その他			円
	間接経費			円
	研究指導料			円
	合 計			円
研究用に提供する設備	名 称	規 格	数 量	
その他参考となる事項				

(注) 研究代表者には氏名に※を付すこと。民間等共同研究員には◎を付すこと。

別紙様式第2号

香高専総発第 号
令和 年 月 日

機 関 名

代表者氏名

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校長

共同研究受入れ決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました下記の共同研究について、受入れを
決定したので、通知します。

については、本校契約担当役と速やかに共同研究契約を締結してください。

記

研究題目

令和 年 月 日

香川高等専門学校契約担当役 殿

香川高等専門学校長

共同研究受入れ決定通知書

下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。
については、共同研究実施者と共同研究契約を締結してください。

記

1 研究題目

2 研究の内容等

別紙様式第4号

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

香川高等専門学校
契約担当役

共同研究契約締結等報告書

下記の共同研究について、別紙のとおり契約を（締結・変更・取消）したので、報告
します。

記

研 究 題 目

※（別紙は、契約書等の写し）

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

研究代表者

共同研究延長等・費用増額申請書

共同研究実施者と協議の上、下記のとおり共同研究を（中止／延長／費用を追加）
したいので、申請します。

記

1 研究題目

(株式会社〇〇)

2 当初の研究期間

自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

3 変更内容

4 上記の事由

香高専総発第 号
令和 年 月 日

研究代表者
共同研究実施者 殿
契約担当役

独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校長

共同研究延長等・費用増額決定通知書

下記の共同研究を（中止／延長／費用を追加）することを決定したので、通知します。

記

1 研究題目

2 当初の研究期間

自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

3 中止する日／延長したい期間／増額する費用

4 中止、延長又は増額する事由

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

研究代表者

共同研究完了報告書

下記の共同研究が完了したので、報告します。

記

1 研究題目

2 研究期間

自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

3 研究成果の内容

別紙のとおり

別紙様式第8号

香高専総発第 号
令和 年 月 日

共同研究実施者
契約担当役 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校長

共同研究完了通知書

令和 年 月 日付け契約の下記共同研究が、別添のとおり完了したので、通知します。

記

研究題目

※（別添は、研究完了報告書（写し））